

わたしの修習時代

紀尾井町：1948－70

湯島：1971－93

和光：1994－

13期

現場から学ぶ

司法修習生時代の2年間は、私の人生にとって重要な転機になった。60年安保闘争のさなかに修習したことは、私の弁護士としての活動のありようを考えるうえで重要な示唆を与える契機となった。

しかし、それにしても、2年間の修習のなかで、多くのことを学んだように思う。

第1は、小さな意見の違いを乗り越えて、大きな共同、連帯をどうつくりあげていくか、ということ学んだことである。12期修習生は、検察庁における取調修習が違法であるとして、この問題を取り上げたが、修習生共通の認識、実践になっているようには見えなかった。

13期の修習は、1959年3月30日の砂川事件での「国内に駐留する合衆国軍隊は、憲法上その存在を許すべからざるもの」との第1審判決（伊達判決）とともに始まったが、それは、同時に、司法の激動の始まりともなっていた。

13期修習生は、平和と民主主義と憲法を擁護するために、「いかなる条件のもとにおいても相互の連帯性、結束をたえず強化発展させていく」（青年法律家協会13期修習生総会宣言）ことを決意しあってきた。

10年を経て、13期裁判官（宮本康昭裁判官ら）の再任拒否問題が浮上し、かつてない司法上の危機を示す大きな社会問題となった。宮本裁判官と同期の13期修習生は広範な世論の一翼を担い、決起して立ち上がった。13期青法協弁護士学者部会として、修習時代の機関誌の題名を借りて、「ひろば—『司法の危機』特輯号」（私は、この編集責任者）を発刊し、世論に訴えた。こうした活動も、修習時代の重心を低く構えた運動の発展から生まれ出たもののように思う。

第2は、被害の現場、被害者から学ぶということをも身につける契機を把握したということである。



会員 豊田 誠 (13期)

私は、名古屋修習であった。1959年9月26日、伊勢湾台風が名古屋市南部を襲い、貯木場の材木が凶器となって沿岸町並を直撃し、死者5041名、被害家屋57万戸という未曾有の惨劇をもたらした。私は、黙って事態を見ているだけでいいのか、思い悩んだ。当時、配属されていた13期修習生は、25名（うち青法協会員12名）。

私たちは、名古屋大学医学部セツルメントとの交流を通じて、このセツルメントの医療支援活動に後押しされながら被災現地に入り、法律相談活動を始めた。青法協の会員であるかどうかにかかわらず、被災の現地に赴いた。

私たちの法律相談活動が、現実にどれだけ役立ったかは、心もとない。例えば、二軒長屋の一軒は家族全員が死亡し、隣の一軒が「大家が取り壊しにかかっている」と相談にくる。妨害排除請求ができるとしても、その費用や手続きはどうするのか、行き詰まってしまう。多少役立つことがあっても、それは、この深刻な被害の現実からすると、実に迂遠なことであった。しかし、被災した住民たちが、幾多の苦難を乗り越え、ねばり強く生きていく姿に、逆に、私たちがどれだけ励まされたことであろうか。

私は、イタイイタイ病を始めとした四大公害裁判、薬害スモン、ハンセンなど、実に多くの人権裁判に関わってきた。いまは、福島原発被害の問題に取り組むにあたって、①国民世論に支持される要求に基づいて大同団結して裁判を進める、②現場主義に徹し、被害の事実と被害住民の意見に学びながら、裁判に取り組む、このことを習性に行っているが、こうした今日の弁護士活動の姿勢も、根源的には、司法修習時代の2年間に習得したことのように思う。